

旭川医科大学非常勤講師の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤講師の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤講師の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程（令和7年旭医大達第131号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第7条 非常勤講師の報酬は、勤務1時間当たり実習又は演習については2,000円とし、その他については<u>6,500</u>円とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の報酬は、本学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>非常勤講師の報酬の見直しに伴い、改正済の報酬を改正前の報酬に変更するため所要の手続きを行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第7条 非常勤講師の報酬は、勤務1時間当たり実習又は演習については2,000円とし、その他については<u>6,000</u>円とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の報酬は、本学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。</p> <p>(略)</p>